

# GambooBET 利用規約

## 第 1 章 総則

### (趣旨)

第 1 条 GambooBET の登録者及び運営については、この規約の定めるところによります。

### (定義)

第 2 条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによります。

- (1) 登録者等 GambooBET の登録者及び登録を希望する方をいいます。
- (2) 指定口座 登録者が指定する金融機関の普通預金口座をいいます。
- (3) 当社 日本トーター株式会社をいいます。
- (4) 当サイト 当社がインターネット上で GambooBET に関するサービスを提供するウェブサイトを行います。
- (5) 本サービス 当サイト上で提供する GambooBET に関するサービスをいいます。
- (6) Gamboo 当社が運営する公営競技の情報を提供するためのウェブサービスをいいます。
- (7) Gamboo 会員 Gamboo の会員をいいます。
- (8) KD 株式会社ケイドリームスをいいます。
- (9) デルカ KD が発行する電子マネーをいいます。
- (10) デルカ規約 KD が定める規約であって、「デルカシステム」利用会員規約をいいます。
- (11) デルカサービス KD が提供するデルカに関するサービスをいいます。
- (12) KD サイト KD がインターネット上で競輪投票サービスを提供するウェブサイトを行います。
- (13) カスタマーセンター デルカカスタマーセンター（連絡先については、当サイトで別に定めま  
す。）をいいます。
- (14) 競輪車券 競輪の勝者投票券をいいます。
- (15) オート車券 オートレースの勝車投票券をいいます。
- (16) 払戻金等 自転車競技法（昭和 23 年法律第 209 号）または小型自動車競走法（昭和 25 年法律  
第 208 号）の規定による払戻金または返還金をいいます。

### (運営)

第 3 条 GambooBET は、当社が運営します。

### (規約の変更)

第 4 条 当社は、必要と判断した場合は、会員に対して予告することなく本規約の内容を変更することができ  
ます。この場合において、当該規約の変更後に会員が本サービスを利用した場合は、会員はその変  
更を承諾したものとみなします。

## **第2章 登録者**

### **(登録者資格の条件)**

第5条 登録者は、Gamboo 会員のうち、この規約及びデルカシステム利用会員規約を確認し、これらを遵守することに承諾した方で、当社が随時定める登録者資格を有している方とします。

2 次の各号のいずれかに該当する方は、GambooBET を利用することはできません。

- (1) Gamboo 会員の資格を失った方
- (2) デルカサービスに入会していない方
- (3) 利用登録の申込以前に、この規約の違反その他の理由により登録の抹消処分を受けたことがある方
- (4) 競輪に関係する政府職員または競輪施行者の職員
- (5) オートレースに関係する政府職員または小型自動車競走施行者の職員
- (6) 競輪振興法人もしくは競技実施法人の役職員または競輪の選手
- (7) 小型自動車競走振興法人もしくは競走実施法人の役職員またはオートレースの選手
- (8) GambooBET において投票券の発売、払戻金等の交付その他競輪またはオートレースの事務に従う方
- (9) 本人及びその家族の日常生活または社会生活に支障が生じている状態の者、またはそのおそれのある者
- (10) その他当社が登録者として不適正であると合理的な根拠に基づき判断した方

### **(利用登録)**

第6条 登録を希望する方は、次の各号に掲げる手続きを行うことにより、登録者となります。ただし、第2号については、デルカサービスに入会されていない場合に限りです。

- (1) 当サイトで別に定める GambooBET に関する登録手続き
- (2) デルカサービスに関する入会手続き

### **(本人申請による利用の停止)**

第7条 当社は、会員から、氏名、現住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、指定口座番号を記載した当社指定の書面により利用の停止の申請があったときは、当社がその書面を受理した日より10営業日以内に、当サイトの利用を停止します。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用の停止となった会員から氏名、現住所、電話番号、生年月日、メールアドレス、指定口座番号を記載した当社指定の書面により利用の停止の解除の申請があったときは、当社がその書面を受理した日より10営業日以内に、本サービスの利用の停止を解除します。

3 前2項の規定を満たす申請がなされた場合、当社は、当該申請を会員本人からの申請として取り扱うものとします。

4 第1項の規定により本サービスの利用の停止となった会員は、同項の規定により利用の停止となった日の属する年度（毎年4月1日から翌年3月31日までの期間をいう。以下同じ）の翌年度の3月31日までは、第2項の規定による利用の停止の解除を申請することができません。

### **(家族申請による利用の停止)**

第 8 条 当社は、会員と同居する親族及び当社が特に認めた者（以下、総称して「家族」といいます。）から当社が別に定める書面に会員の本サービスの利用停止について判断するために必要な別に定める書類を添えて申請があり、本サービス利用を停止するに足りる相当な理由があると認めたときは、本サービスの利用を停止することとし、当該会員及び申請をした家族（以下、「申請家族」といいます。）に対して、その旨並びにサービス利用停止開始予定日及び当該会員がサービス利用停止の解除を申請することができない期間を通知します。

2 前項の当該会員は、前項の通知をした日から 30 日以内に当社が別に定める書面に別に定める書類を添えて提出することにより、当社に意見を申し出ることができます。

3 前項の意見の申し出があった場合、当社が認否を決定するまで本サービスの利用停止の開始を猶予するものとし、当社は申請家族に対して、その旨を通知します。

4 当社は、第 2 項の意見の申し出に理由があると認めたときは、本サービスの利用停止を取り消すこととし、当該会員及び申請家族に対して、その旨を通知します。

5 前項の通知を受けた申請家族は、申請内容の再検討を行い、再申請を行うことができます。

6 当社は、第 2 項の意見の申し出に理由がないと認めたときは、当該会員及び申請家族に対して、その旨並びに利用停止開始予定日及び当該会員が本サービス利用停止の解除を申請することができない期間を通知します。

7 当社は、本条の規定により本サービスの利用の停止となった会員（以下、「利用停止会員」といいます。）または申請家族から当社が別に定める書面に会員の本サービスの利用停止の解除について判断するために必要な別に定める書類を添えて申請があり、利用の停止を解除するに足りる相当な理由があると認めたときは、当社が定める日より本サービスの利用の停止を解除することとし、利用停止会員及び申請家族に対して、その旨及び利用停止解除予定日を通知します。

8 第 1 項の規定により本サービスの利用の停止となった会員は、原則利用の停止となった日の属する年度の翌年度末までは、第 7 項の規定による本サービスの利用停止の解除を申請することができません。

#### **（登録取消）**

第 9 条 登録者は、当サイトで別に定める登録取消し手続きを行うことにより、登録を取り消すことができます。

#### **（登録抹消等）**

第 10 条 当社は、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に登録者に通知または催告をすることなく、登録の抹消または登録者資格の一時停止をすることができます。

- (1) 指定口座を解約した場合
- (2) 第 5 条（登録者資格の条件）第 2 項各号のいずれかに該当する事実が判明した場合
- (3) 第 6 条（利用登録）に規定する手続きで虚偽の登録をしたことが判明した場合
- (4) 第 19 条（禁止事項）各号のいずれかの行為をしたと当社が合理的な根拠に基づき判断した場合
- (5) この規約に違反した場合

#### **（登録者資格の喪失）**

第 11 条 登録者は、登録の取消または抹消により、その資格を失います。

### **第 3 章 登録者の権利及び義務**

#### **(確認事項)**

第 12 条 登録者は、当社が別途定める推奨環境（動作・閲覧環境）を確認の上、本サービスを利用するために必要なインターネット接続環境及び端末等の機器・設備を自己の責任と負担で用意するものとします。

#### **(自己責任の原則)**

第 13 条 登録者は、GambooBET を利用してなされた行為及びその結果について責任を負わなければなりません。

2 登録者は、GambooBET の利用に関して、自己の責めに帰すべき事由により、問い合わせ、苦情その他の意見または紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれらを処理解決しなければなりません。

3 登録者は、GambooBET を利用してなされた行為に起因して、自己の責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えた場合は、自己の責任と費用をもって損害を賠償しなければなりません。

#### **(指定口座)**

第 14 条 指定口座は、登録者本人の名義のものに限ります。

#### **(暗証番号の管理)**

第 15 条 登録者は、当サイトで使用する暗証番号を善良な管理者の注意をもって保管及び管理をしなければなりません。

#### **(暗証番号の漏えい及び盗難等)**

第 16 条 登録者は、暗証番号の漏えい、盗難、第三者による使用その他の事実を知ったときは、直ちにカスタマーセンターに連絡するとともに、当サイトで別に定める変更手続きを行わなければなりません。

2 前項に規定する場合において、第三者の行為に起因して当社または KD に損害が生じた場合は、登録者は、当社または KD に対し、その損害を賠償しなければなりません。

#### **(変更の届出)**

第 17 条 登録者は、氏名、指定口座、連絡先その他第 6 条（利用登録）に規定する手続きを行った際の届出事項に変更があった場合は、当サイトで別に定める変更手続きにより、速やかに届出をしなければならず、当社に届け出た登録者の情報を常に最新かつ正確なものに保つものとします。

#### **(異議申立て)**

第 18 条 登録者は、GambooBET の利用について異議がある場合は、その利用した日から 60 日以内に、カスタマーセンターに異議を申し立てなければなりません。

#### **(禁止事項)**

第 19 条 登録者は、次の各号に該当する行為を行ってはなりません。

- (1) 登録者資格を第三者に譲渡または貸与をすること
- (2) 登録者資格に質権、抵当権、譲渡担保権その他の権利を設定すること
- (3) 暗証番号の公開及び第三者に対する利用許諾、譲渡、貸与、名義変更その他の行為
- (4) GambooBET の運営に使用するコンピュータその他の電子機器への不正なアクセス及びその電子機器に保存されているデータその他の情報の盗難、破壊、改ざんその他の行為
- (5) 営利を目的として GambooBET の全部または一部を利用する行為
- (6) 他の登録者または当社に迷惑、不利益または損害を与える行為
- (7) 他の登録者または当社の財産を侵害する行為
- (8) 他の登録者または当社に対する差別または誹謗中傷
- (9) 他の登録者または当社の名誉または信用を毀損する行為
- (10) 当社または第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為
- (11) 当社または第三者になりすます行為
- (12) GambooBET の運用に支障を与える行為
- (13) 犯罪行為またはその予告もしくは関与をする行為
- (14) その他法令または公序良俗に違反する行為
- (15) 前各号のいずれかの行為の援助または助長をする行為
- (16) 前各号のいずれかの行為をするおそれがある行為

### **第 4 章 入会金及び利用料**

#### **(入会金及び利用料)**

第 20 条 GambooBET の利用に関する入会金及び利用料については、無料とします。ただし、当サイトを閲覧するために必要な費用については、その一切を登録者等が負担します。

### **第 5 章 運営**

#### **(GambooBET の内容の変更等)**

第 21 条 当社は、事前に登録者に通知することなく、GambooBET の内容または名称を変更することがあります。

#### **(GambooBET の一時停止)**

第 22 条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に登録者に通知することなく、GambooBETを一時的に停止することがあります。

(1) GambooBET の運営に使用するコンピュータその他の電子機器の点検、保守または改修を緊急に行う場合

(2) 天災、火災、停電、戦争、暴動、労働争議その他の事由により GambooBET の提供ができなくなった場合

(3) 運用上または技術上の理由により GambooBET の一時的な中断が必要であると当社が判断した場合

(4) その他当サイトで別に定める場合

### **(GambooBET の中止)**

第 23 条 当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法で会員に通知することにより、GambooBET の全部または一部を中止することがあります。

### **(非保証)**

第 24 条 本サービスの提供における当社及び KD の責任は合理的な努力をもって本サービスを提供することに限られるものとします。当社及び KD は本サービス（本サービスで利用するシステムを含む）の正確性、最新性、有用性、信頼性、特定の目的や特定の用途への適合性、会員による本サービスの利用が第三者の権利や利益を侵害しないことにつき保証しておりません。

### **(不可抗力)**

第 25 条 天変地異（台風、津波、地震、風水害、落雷等を含みますがこれらに限りません。）、戦争、暴動、内乱、革命、法令の改廃制定、裁判所または行政当局による命令・処分、疾病、伝染病、サイバー攻撃、テロ行為、労働争議、停電、輸送機関の事故、通信回線の障害、設備の事故等、当社または KD の責めによらない不可抗力により本サービスの提供が妨げられた場合、かかる不可抗力によって会員に生じた損害または不利益について当社及び KD は責任を負いません。

### **(免責)**

第 26 条 当社及び KD は、次の各号に掲げる場合は、責任を負いません。

(1) 登録の取消もしくは抹消または登録者資格の一時停止に起因して、登録者に損害が生じた場合

(2) 第 16 条（暗証番号の漏えい及び盗難等）に規定する事由の如何にかかわらず、第三者が登録者の暗証番号を用いてなされた行為に起因して、登録者またはその第三者以外の者に損害が生じた場合

(3) 第 14 条（指定口座）または第 17 条（変更の届出）の規定に違反したことに起因して、登録者に損害が生じた場合

(4) 第 22 条（GambooBET の一時停止）に基づく GambooBET の一時的な中断に起因して、登録者に損害が生じた場合

(5) 当社または KD の責めに帰すべき事由に基づく場合を除き、GambooBET を利用したことまたは利用できなかったことにより、登録者または第三者に損害が生じた場合

(6) 通信回線、通信機器及びコンピューターシステム機器の障害による情報伝達の遅延、不能、誤作動その他やむを得ない事由に起因して GamboobET を利用できなかったことにより、登録者に損害が生じた場合

(7) 当社が別途定める推奨環境以外での利用に起因して、登録者に損害が生じた場合

(8) その他登録者がこの規約に違反したことに起因して、登録者または第三者に損害が生じた場合

2 本サービスの利用に関連し、当社または KD の責めに帰すべき事由により登録者に損害が生じた場合であっても、当社または KD の故意または重過失によらない場合には、賠償の対象となる損害は現実に生じた直接かつ通常の損害に限るものとします。

## **第 6 章 投票サービス**

### **第 1 節 競輪投票サービス**

#### **(投票の申込)**

第 27 条 登録者は、当サイトを經由し、KD サイトにおいて、競走場、競走の番号、投票法の種類、選手の番号、枠番号、購入金額その他投票に必要な情報を KD に通知して、投票を申し込みます。

#### **(契約の成立)**

第 28 条 登録者と KD との間における競輪車券の発売に関する契約は、登録者が申し込んだ投票にかかる競輪車券の発売金額がその競走の発売金額に合算されたときに成立します。

#### **(投票の無効)**

第 29 条 天災地変、通信回線の障害、システムの障害等当社の責めによらない不可抗力により、登録者が申し込んだ投票にかかる競輪車券の発売金額がその競走の発売金額に合算されなかった場合は、その投票は無効とします。

#### **(競輪車券の発売)**

第 30 条 KD は、登録者との間における競輪車券の発売に関する契約が成立した場合は、直ちに競輪車券を発売します。

#### **(競輪車券の代理受領)**

第 31 条 KD は、登録者に代わって、登録者が購入した競輪車券を受領します。

#### **(購入代金)**

第 32 条 登録者は、投票の申込を完了した時点で、デルカで競輪車券の購入代金を KD に支払います。

### **第 2 節 オートレース投票サービス**

#### **(投票の申込)**

第 33 条 登録者は、当サイトにおいて、競走場、競走の番号、投票法の種類、競走車の番号、枠番号、購入金額その他投票に必要な情報を当社に通知して、投票を申し込みます。

#### **(契約の成立)**

第 34 条 登録者と当社との間におけるオート車券の発売に関する契約は、登録者が申し込んだ投票にかかるオート車券の発売金額がその競走の発売金額に合算されたときに成立します。

#### **(投票の無効)**

第 35 条 天災地変、通信回線の障害、システムの障害等当社の責めによらない不可抗力により、登録者が申し込んだ投票にかかるオートレース車券の発売金額がその競走の発売金額に合算されなかった場合は、その投票は無効とします。

#### **(オート車券の発売)**

第 36 条 当社は、登録者との間におけるオート車券の発売に関する契約が成立した場合は、直ちにオート車券を発売します。

#### **(オート車券の代理受領)**

第 37 条 当社は、登録者に代わって、登録者が購入したオート車券を受領します。

#### **(購入代金)**

第 38 条 登録者は、投票の申込を完了した時点で、デルカでオート車券の購入代金を当社に支払います。

### **第 3 節 払戻金等**

#### **(自動精算)**

第 39 条 登録者は、次の各号のいずれかの頻度を選択し、その各号に定める期日の 23 時 40 分以後に、指定口座に現金の振込みを受ける方法で、払戻金等を受け取ります。

- (1) 毎日 払戻金の債権が生じた日（銀行休業日を除きます。）
- (2) 月 1 回 払戻金の債権が生じた日の属する月の月末（その日が銀行休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。）
- (3) 60 日後 払戻金の債権が生じた日から 60 日が経過する日（その日が銀行休業日にあたる場合は、その翌営業日とします。）

#### **(随時精算)**

第 40 条 前条の規定にかかわらず、登録者は、受付時間の範囲内において随時に指定し、金融機関の定めるところにより、指定口座に現金の振込みを受ける方法で、払戻金等を受け取ることができます。



### **(デルカによる受取り)**

第 41 条 前 2 条の規定にかかわらず、登録者は、その競走の勝者または勝車が決定したとき以後は、払戻金等の全部または一部をデルカで受け取ることができます。

### **(払戻金等の受取りができない場合)**

第 42 条 登録者は、指定口座を変更したにもかかわらず、払戻金等の債権の時効が完成する日の前日までに、第 17 条（変更の届出）に規定する変更手続きを行わなかった場合は、払戻金等を受け取ることができないことがあります。

## **第 4 節 制限事項**

### **(購入限度額)**

第 43 条 競輪車券及びオート車券の購入額は、デルカの残額を限度とします。

2 前項の規定によるほか、1 日あたりの競輪車券及びオート車券の購入額の合計額は、999 万円を限度とします。ただし、競輪投票における賭け式「ワイド(拡大 2 連勝複式)」への投票は、1 レース 1 組番あたり 49,900 円までとします。

3 当社は、会員からウェブサイトまたはアプリより 1 日あたりの車券を購入できる上限額（以下、「設定上限額」といいます。）の設定の申請があったときは、競輪、オートレースそれぞれに当該会員の設定上限額を設定します。

4 当社は、前項の規定により設定上限額を設定された会員からの車券購入の申込の額が、申込時点で設定上限額を超えていた場合は、車券購入の申込を受け付けないものとします。設定上限を設定または変更した時点でその当日の車券購入額が設定上限を超えていた場合は、設定以後その日の車券購入の申込を受け付けないものとします。

5 車券購入後の不成立や開催中止による返還金が発生した場合、その車券購入額は購入当日の設定上限額内に戻す扱いとします。前日発売のレースが返還された場合、レース当日分の設定上限額内には戻しません。

6 当社は、設定上限額を設定された会員から設定上限額の解除または額の変更にかかる申請があったときは、会員の設定上限額の設定を解除または額を変更するものとします。

7 前項の場合において、当社は、最後に設定上限額を設定または変更した日以後 180 日を経過しない期間に設定の解除または額の変更にかかる申請については、設定上限額を減ずるものを除き、申請を受け付けないものとします。

### **(制限事項)**

第 44 条 登録者は、次の各号に該当する行為を行うことはできません。

- (1) 第三者による投票の申込
- (2) 登録者との間における競輪車券またはオート車券の発売に関する契約の成立後における投票の取消し

- (3) 第三者による払戻金等の受取り
- (4) デルカの買取請求

## **第7章 個人情報**

### **(個人情報の管理)**

第45条 当社は、登録者等から取得した個人情報を管理します。

### **(個人情報の利用目的)**

第46条 当社は、登録者等から取得した個人情報を次の各号に掲げる目的のために利用します。

- (1) 各種手続きのための書類の送付
  - (2) 各種サービスの提供
  - (3) 各種サービス、キャンペーンその他の事業活動に関する案内
  - (4) アンケート調査の実施及びアンケート調査の協力に対する謝礼の贈呈
  - (5) アンケート調査に基づく調査研究
  - (6) 登録者等からのお問い合わせ、要望その他の事項への回答または対応
  - (7) 第8条に関する問い合わせへの回答または対応
  - (8) 登録者等のセキュリティの確保
  - (9) 施設、設備及び機器の保守管理並びにその利用状況の管理
  - (10) 個人情報の取扱いに関する登録者等の同意を得るための電子メールの送付
  - (11) その他登録者等から同意を得た範囲内における利用
- 2 当社は、登録者等から取得する個人情報を次の各号に掲げるものに限り、
- (1) 氏名、生年月日、性別、職業、住所、電話番号、メールアドレス、暗証番号
  - (2) 電話投票の加入者番号並びに振込先の金融機関の名称及び口座番号
  - (3) 前各号のほか、登録時または登録の取消時に登録者等が届け出た事項

### **(委託先への個人情報の提供)**

第47条 当社は、業務の委託に伴い、業務の委託先に必要な範囲で登録者等の個人情報を提供することがあります。この場合において、当社は、個人情報の安全管理が図られるよう、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

### **(利用目的の例外)**

第48条 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、登録者等から取得した個人情報をあらかじめ本人の同意を得ることなく、第三者に提供することがあります。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、登録者等の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、登録者等の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、登録者等の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

#### **(個人情報の共同利用)**

第 49 条 当社は、登録者等から取得した個人情報を共同して利用する場合は、次の各号に掲げる事項を事前に登録者等に通知し、または当サイトにて公表します。

- (1) 個人情報の項目
- (2) 共同して利用する者の範囲
- (3) 個人情報の利用目的
- (4) 個人情報を管理する責任者の氏名または名称

#### **(個人情報の開示)**

第 50 条 登録者等は、開示を請求する場合は、当社が定める方法により行います。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当社は、開示を行いません。

- (1) 個人情報を特定できなかった場合
- (2) 開示情報の対象となる登録者等または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- (3) 当社の権利または正当な利益が侵害されるおそれがある場合
- (4) 法令に違反することとなる場合

2 前項において、当社が開示を行わない場合は、その旨及びその理由を登録者等に通知します。

#### **(個人情報の訂正等)**

第 51 条 登録者等は、訂正等を請求する場合は、当サイトに定める方法により行います。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する場合は、当社は、訂正等を行いません。

- (1) 個人情報の内容が事実であった場合
- (2) 多額の費用を要する場合また訂正等をすることが困難な場合であって、登録者等の権利利益を保護するために必要な代わりとなる措置をとる場合
- (3) 法令の規定により特別の手続きが定められている場合

2 前項において、当社が訂正等を行わない場合は、その旨及びその理由を登録者等に通知します。

#### **(開示の手数料等)**

第 52 条 個人情報の開示の請求にかかる手数料は、1 回の申請につき 500 円とします。

2 手数料が不足していた場合は、当社は、その旨を登録者等に通知します。この場合において、通知後 2 週間以内に手数料の不足分の支払いがなかった場合は、当社は、開示を行わないとともに、手数料を返却しません。

3 手数料が過剰であった場合は、当社は、その過剰分を返却しません。

4 第1項の規定にかかわらず、当社は、当サイトで別に定めることにより、手数料を無料とすることがあります。

#### **(保存期間)**

第53条 当社は、次の各号に掲げる日の翌日から1年間、個人情報を保存します。

- (1) 登録を希望する方については、登録を断った日
- (2) 登録者については、登録者資格を喪失した日

### **第8章 雑則**

#### **(準拠法)**

第54条 この規約の準拠法は、日本法とします。

#### **(管轄裁判所)**

第55条 登録者と当社またはKDとの間で生じた問題が解決しない場合は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第1審の管轄裁判所とします。

施行 平成24年3月

最終改正 令和5年6月